

公益財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県消防協会定款（以下「定款」という。）第4条第4号の弔慰及び救済について必要な事項を定めることを目的とする。

(弔慰救済の区分)

第2条 定款第4条第4号の弔慰及び救済は次の区分によってこれを行う。

- (1) 殉職弔慰金 職務のため死亡した者に対しては一時金 30 万円以内の弔慰金を贈与し弔花及び弔詞を呈する
- (2) 障害見舞 職務のため障害者となりたる者に対しては一時金 20 万円以内の見舞金を贈与する
- (3) 傷病見舞 職務のため傷病を受け医療久しき者に対しては一時金 3 万円以内の見舞金を贈与する

(弔慰金受領者)

第3条 前条第1号の弔慰金を受領すべき者及びその順位は次のとおりとする。

- (1) 配偶者
 - (2) 直系卑族
 - (3) 直系尊族
 - (4) 兄弟姉妹
- 2 前項第2号乃至第4号に該当する者数人あるときは、その順位については民法の規定を準用する。
- 3 第1項第1号乃至第4号に該当する者は原則として本人死亡の時から引続き本人と同一戸籍内にあることを要する。
- 4 本人死亡若しくは障害を受けたとき本人の妻の胎中に在る嫡出子は本人死亡し若しくは障害を受けたとき既に生れたものと看做す。

(殉職弔慰金)

第4条 第2条第1号の職務のため死亡したる者（重傷を負いたるために死亡した者を含む。）に対する殉職弔慰金の贈与は次の区分による。

- (1) 災害の現場において危害を予想し得るに拘らず敢然これを冒してその職務を執行したる場合 300,000 円以内とする
- (2) 前号の危険の程度に至らざる災害現場又はこれに準ずべき場所において職務執行中の場合 200,000 円以内とする
- (3) 災害現場又はこれに準ずべき場所に職務執行のため赴かんとし事故ありたる場

- 合 100,000 円以内とする
- (4) 消防訓練等公務の執行に際し自己の重大なる過失に因らざる場合
70,000 円以内とする

(障害見舞)

第5条 第2条第2号の障害者に対する見舞金の贈与は次の区分による。

- (1) 両眼の視力を失い又は両腕若しくは両足を失いたる者及びその他精神的若しくは肉体的にこれを順ずる障害となりたる者に対しては
- ア 第4条第1号又は第2号に相当する場合 200,000 円以内とする
- イ 第4条第3号又は第4号に相当する場合 100,000 円以内とする
- (2) 一眼の視力を失い又は一腕若しくは一足を失いたる者及びその他精神的若しくは肉体的にこれを順ずる障害となりたる者に対しては
- ア 第4条第1号又は第2号に相当する場合 100,000 円以内とする
- イ 第4条第3号又は第4号に相当する場合 70,000 円以内とする

(傷病見舞)

第6条 第2条第3号の傷病見舞金の贈与は次の区分による。

- (1) 医療10日以上1ヶ月未満の場合 10,000 円とする
- (2) 医療1ヶ月以上2ヶ月未満の場合 20,000 円とする
- (3) 医療2ヶ月以上の場合 30,000 円とする
- 2 前項の医療日数には医師の指示による柔道整復術の治療若しくはこれに順ずるものを包含する。

(特別の事情等)

第7条 第2条及び第3条の規定による金額は特別の事情あるときはこれを増減することができる。

- 2 第4条乃至第6条の規定による贈与の金額は勤続年数により幾分斟酌することができる。

(申請)

第8条 市町村長又は消防長は、第2条に定める該当者のあった場合は遅滞なく別記様式第1号により会長に申請するものとする。

- 2 弔慰金、見舞金贈与の申請書には死亡又は障害若しくは傷害の原因となった事実の発生した場所、日時、本人の活動状況、本人の履歴を詳記する。
- 3 弔慰金、障害見舞金及び傷病見舞金に在っては前項の外扶養親族の氏名年令及び本人との続柄を記載すると共に戸籍謄本及び医師の診断書を添付するものとする。

なお、障害見舞金及び傷病見舞金を本人が受領する場合は戸籍謄本を省略することができる。

- 4 弔慰金にあつては前2項の外贈与金受領者の氏名年令及び本人との続柄を記載するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程の廃止)

- 2 財団法人千葉県消防協会弔慰救済金給付規程は廃止する